

公認会計士監査規約

(目的)

第1条 本規約は、生活協同組合コープおきなわ(以下「本組合」という。)の公認会計士又は監査法人による監査(以下「公認会計士監査」という。)に関する基本事項を定めるものである。

(公認会計士監査の意義等)

第2条 本組合は、組合員及び社会の信頼の一層の向上に資するため、監事による監査の他、本組合と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとする。

2 次に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできない。

(1) 公認会計士法の規定により、決算関係書類(消費生活協同組合法(以下「生協法」という。)第31条の9第2項に規定する決算関係書類をいう。)について監査をすることができない者

(2) 本組合の子会社等(生協法第53条の2第2項に規定する子会社等をいう。)若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から、公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により、継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

(3) 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(監査の範囲)

第3条 本組合が公認会計士等に委嘱する監査の対象は、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)並びにその附属明細書とする。

(選任並びに解任等)

第4条 公認会計士等は、監事の過半数の同意を得て、総代会において選任する。

2 公認会計士等の解任又は不再任は、監事の過半数の同意を得て、総代会の決議をもって行う。

3 監事は理事に対して、公認会計士等の選任議案の総代会への提出又は公認会計士等の選任、解任若しくは不再任を総代会の議題とすることを請求することができる。

4 本組合は、公認会計士等の選任、解任、不再任又は辞任について、その公認会計士等に対して総代会に出席し意見を述べる機会を与えるものとする。

5 辞任し又は解任された公認会計士等は、辞任又は解任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べるができる。

6 公認会計士等が任期途中において欠けた場合において、遅滞なく後任者が選任されないときは、監事の過半数の同意により、一時公認会計士等の職務を行うものを選任するものとする。この場合、理事は次に開催される総代会において、第1項に規定する公認会計士等の選任の手続を行わなければならない。

7 監事は、監事全員の同意により、公認会計士等が次のいずれかに該当するときは、その公認会計士等を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

8 前項の規定により公認会計士等を解任したときは、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される総代会に報告するものとする。

(任期及び再任)

第5条 公認会計士等の任期は、就任後1年以内の決算期に係る総代会終了のときまでとする。

2 本組合は、公認会計士等について、就任後の総代会において第4条第2項による決議がされなかったときは、その総代会で再任されたものとみなす。

(公認会計士等の権限)

第6条 本組合は、公認会計士等に次の権限を与えるものとする。

- (1) 公認会計士等は、何時でも、本組合の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- (2) 公認会計士等は、その職務を行うため必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 公認会計士等は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等及び事業連合に対して会計に関する報告を求め、又は子会社等及び事業連合の業務及び財産の状況を調査することができる。ただし、子会社等及び事業連合の同意を得ることを要する。

(決算関係書類及びその附属明細書の提出)

第7条 理事は、決算関係書類及びその附属明細書を、監事に提出する日と同日に公認会計士等に提出しなければならない。

(監事の監査報告の通知)

第8条 特定監事は、公認会計士等の監査報告書を受領した後、遅滞なく決算関係書類及びその附属明細書に係る監事の監査報告の内容を検討し、特定理事及び公認会計士等に対し、その内容を通知するものとする。ただし、当該内容の通知期限は次のいずれか遅い日とする。

- (1) 特定監事が決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日。
- (2) 決算関係書類の附属明細書及び事業報告書の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日。
- (3) 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日がある時は、その日。

(監査報告書の開示)

第9条 理事は、公認会計士等の監査報告書を、監事の監査報告書と共に総代会に開示しなければならない。

(総代会への出席)

第10条 本組合は、公認会計士等が監事と意見を異にするときは、公認会計士等に対して総代会に出席し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(監査契約書の特約等)

第11条 本組合は、公認会計士等と監査契約を締結するにあたり、次の事項を特約するよう努めるものとする。なお、監査契約書に定めのない事項に関しては、別に定める監査契約約款によるものとする。

- (1) 公認会計士等は、毎事業年度の初めに、当該事業年度に係る監査計画概要書を特定理事及び特定監事に提出すべきこと。
- (2) 公認会計士等は、決算関係書類及びその附属明細書を受領した日から4週間以内に、監査報告書及び監査実施説明書を特定理事及び特定監事に提出すべきこと。
- (3) 公認会計士等は、理事の職務執行に関し、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実が判明したときは、監事に報告すべきこと。
- (4) 公認会計士等は、監事の求めに応じて公認会計士等の監査に関して報告すべきこと。
- (5) 公認会計士等は、総代会において公認会計士等の出席を求める決議があったときは、総代会に出席し意見を述べるべきこと。

(公認会計士等の報酬等の決定に関する監事の関与)

第12条 理事は、公認会計士等の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。第4条第6項に規定する一時公認会計士等の職務を行う者も同様とする。

(本規約の改廃)

第13条 本規約の改廃は、監事の過半数の同意を得て理事会が提案し、総代会の議決を得るものとする。

付則

(実施期日)

Ⅰ. 本規約は、1998年5月25日から実施する。

2008年6月17日 改定

2014年6月18日 改定

2017年6月20日 改定(第11条(2)、第13条)

2021年3月16日 改定(第2条(1))

2026年6月18日 改定(第2条2項(1)、第8条、第11条)